

【体罰防止プラン】

東大和市立第二中学校

【体罰の根絶を目指した生徒指導】

「教員が子どもの心に付けた傷は、子どもの一生に取り返すことのできない痕跡を残します」
「いかなる理由があろうとも、子どもの心身に傷を付けるような行為をおこなってはなりません」

※ 体罰とは、児童・生徒に肉体的・精神的な苦痛を伴う行為全般を指しているものであり、児童・生徒に対する人権侵害です。

【学校教育法第11条—学生・生徒等の懲戒】

校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

※ 体罰は法律により禁じられているのですが、児童・生徒に対する懲戒との違いについて、理解・認識のできていない教職員の実態が報道されています。

【児童懲戒権の限界】（昭和23年12月22日法務庁法務調査意見・長官回答の要約）

- ①. 身体に対する侵害を内容とする懲戒……なぐる・蹴るの行為。
- ②. 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒……端座・直立等、特定の姿勢保持させる行為。

※ 上記の内容についての判断は、当該児童・生徒の年齢、健康、場所的・時間的環境等、様々な条件から判断していかなければなりません。

【生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得】

- ①. 用便に行かせなかったり、食事時間が過ぎても教室に留めておくことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- ②. 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことはたとえ短時間でも義務教育では許されない。
- ③. 授業時間中、怠けたり、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせる場合には体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- ④. 人の物を盗んだり、壊したりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残したりしても差し支えない。
- ⑤. 盗みの場合などその生徒や証人を訊問することはよいが、自白や供述を強制してはならない。
- ⑥. 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差し支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。
- ⑦. 遅刻防止のための合同登校はかまわないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること

※ 法務省は昭和24年8月2日に、上記の具体的な体罰について、事例を発表しています。

【体罰の根絶を目指す学校の取り組み】

【教師自身の取組み】

- ① 罰や力に頼らない指導技術を体得すること。
教師からの指導を心から納得できるような児童・生徒との人間関係を構築する。
- ② 人格を磨くこと。
児童・生徒と対峙したときの余裕と目で理解し話し合える技量、自己開示できる勇気を育む。
- ③ 児童・生徒理解の徹底すること。
「児童・生徒理解に始まり、児童・生徒理解に尽きる」児童・生徒指導のノウハウを体得する。
- ④ 保護者・子どもを自分自身の身に置き換えて指導を実践すること。
教師として、一人の大人としての使命と責任を踏まえて実践する。

【学校体制としての取組み】

- ・体罰について考える機会を設定する。（研修資料の効果的な活用と開発の推進する）
- ・組織的な児童・生徒指導を展開する。（問題行動や偶発的遭遇場面からの回避：複数の眼で見守る）
- ・当該児童・生徒との人間関係を配慮した指導体制を整備する。（共通理解の徹底と組織対応の推進）
- ・教師自身の意識改革に向けた取組を実践する。（人権意識や社会や時代の風を読む）
- ・部活動の在り方の確認（本来の部活動のねらいと顧問としての教師の在り方を再確認する）

※ 教育の専門家として、学習指導要領に則った適切な学習指導の在り方を学ぶとともに、教育者としての自覚を持ち、社会に生きる一人の大人として人格を磨き、思いやりの人権感覚を高めよう。